



## 「男女共同参画」における「男性にとっての利益」? (2005年度男女共同参画政策推進のための研修事業)

メタデータ	言語: jpn  出版者:  公開日: 2010-07-01  キーワード (Ja):  キーワード (En):  作成者: 海妻, 径子  メールアドレス:  所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004925">https://doi.org/10.24729/00004925</a>

## 「男女共同参画」における「男性にとっての利益」？

海妻 径子

### 1. はじめに

「男性にとっての男女共同参画」という本シンポジウムのテーマ設定には、次のような認識が前提されてはいないだろうか。一般に、「男女共同参画」が促進されることによる「女性にとっての利益」が何であるのかは明白だが（その「利益」なるものを肯定するか否定するかは別として）、「男性にとっての利益」は不明瞭である、と。

その場合の明白な「女性にとっての利益」とは、労働や政治などへの女性の一層の進出であり、それを可能にする時間的・体力的余力を女性にもたらすものとしての、家事育児や介護などへの男性のたずさわりの促進を指していることが多い。そして、次のような意見がしばしば出される。家事育児や介護などへの男性のたずさわりが「男性にとっての利益」であるのかどうかは、個々の男性の自由な判断にゆだねられるべきであるが、それにもかかわらず「男女共同参画」施策や社会運動は、男性の家事育児や介護参加を一律に促進の方向に向かわせようとしている。その理由は、現行の「男女共同参画」が表面的には男女双方の利益をはかるものであるかのようにいかに装っていたとしても、実のところは「男なみになりたい女性」の利益、しかも男性の家事育児や介護参加が自らの負担軽減に直接つながる、異性愛モノガミー女性の利益を代弁しているからである、と。

このような認識の結果、「男女共同参画」推進派はもっと個々人の（特に、しばしば「男女共同参画」施策の「介入」対象となる男性の）、自由な自己決定を尊重するという姿勢を示すべきだ、という主張、あるいは、（異性愛モノガミー女性の利益には還元されない）「男性にとっての利益」をわかりやすく提示する努力をするべきだ、という主張などが、男女平等に肯定的な人々の間からも聞かれるようになっているのではないだろうか。

人々の広汎な理解と支持を得られなければ「男女共同参画」の実現があり得ない以上、こういった主張に一定の戦略的妥当性があることはもちろ

ん否めない。とはいえるこれらの主張に対し、筆者としては疑問がないわけではない。それがどのような疑問であるのかを、次節以降で明らかにしていきたい。

## 2. 必要なのは男性への顧慮なのか

まず、「男女共同参画」推進派は「介入」対象となる男性がおこなう自己決定への顧慮を示すべきだ、という意見について検討してみたい。

これについての議論は、そもそも現行の「男女共同参画」推進運動や施策が果たして本当に顧慮を欠いていると言えるのか、ということの検証から、本来スタートしなければならないし、いわゆるバックラッシュ派のデマとしか言いようのない批判（「男女共同参画は一切の家族愛を否定する」など）が跋扈している現在、非常に微妙な問題である。とはいえ日野玲子による、男女平等教育の現場に長年関わってきた当事者ゆえの次のような自省的な指摘を、とりあえずの検証のスタートラインとしてみたい。

「学校現場で『ジェンダー・フリー』教育は、男女混合名簿を採用しているか否かが象徴的に取り上げられ、呼称や学校で使用する物品の性別による区別をなくすことを強調する傾向があった。取り組みの見えやすい側面が取り上げられているとは思うが、固定的なものを問い合わせ直すのに、固定的な取り組みで充分なのかと疑問を感じていた」、「コルデロイは、人権教育の落とし穴として、『偏見や差別といった複雑な概念を単純化すること』、問題点を取り上げ『リストをつくる』危険性を挙げ、人権教育のためのスキルとして『多様性が学校にもたらす豊かさを考えたとき、いつも答えを探し求めるのではなく、さまざまな問いを持ち続けながら生きる』ことを説いている。…多様な他者で成り立つ教育現場は、こうした動態的な理解が必要で、私はジェンダーに敏感な男女平等教育についても、同様に考えたい」<sup>1</sup>。

上述の日野の指摘は、教育現場だけにあてはまる特殊性をもつものとは考えにくく、したがって現行の「男女共同参画」推進運動や施策の全般にも、あてはめることができるものであろう。女性労働力率の上昇や女性議

員数の増加、男性の育児・介護休業取得率の上昇などは、男女混合名簿の採用と同様に「取り組みの見えやすい側面」である。「男女共同参画」がそのような「取り組みの見えやすい側面」の決まりきった「リスト」の達成に限定され矮小化されてしまったとき、確かに「男女共同参画」は、「リスト」項目を達成できているか否かで個々人をランクづけするもののように、人々の目には映ることであろう。達成できない／しない個々人の置かれた状況を全く顧慮せず、その達成をノルマとして押し付けられるように感じる人も、少なくないに違いない。

また、「リスト」であればそれには常に<漏れ>が生じるものである。何が「取り組み」の「リスト」から<漏れ>しているのか、というバイアス(たとえば、異性愛モノガミー女性にとって切実ではない課題は<漏れ>している、など)を通じて、平等推進どころか新たなる差別の存在が人々に指し示される、ということにもなりかねない<sup>2</sup>。

とはいものの、以上のことから「男女共同参画」推進派には『介入』対象となる男性への自己決定への顧慮が必要、という結論を導いて事足りりとするのは、短絡に過ぎるのではないか。そこには、<なぜ>「男女共同参画」が「取り組み」の決まりきった「リスト」の達成に矮小化されてしまうのか、という問い合わせが欠落している。あたかも、矮小化をもたらすボリティクスというものは存在せず、「リスト」達成を他者に押し付けることがもともと好きな女性が「男女共同参画」を推進したがっているかのように、運動や施策の担い手の個人的資質に問題がすり替わってしまっている。

そもそも「男女共同参画」に限らず、様々な差別問題への取り組みの過程で、「取り組み」の「リスト」のようなものが図らずも出現してくるというのは、よくあることではないだろうか。それは、その存在すら人々に認知されていない差別問題が、果たしていかなる内実であるのかということは、様々な「取り組み」のコラージュによってはじめて浮き彫りになるからであろう。セクシュアル・ハラスメントを一例にとると、眞の意味でセクシュアル・ハラスメント問題に取り組むということは、「ヌードカレンダーを職場に貼らない」「同僚や部下に恋人の有無をしつこく訊いたり

しない」などのいわば「職場のセク・ハラ度チェックリスト」の達成をめざすことだけに矮小化されはならないはずである。にもかかわらずそのような「職場のセク・ハラ度チェックリスト」が社会通念のレベルで形成されてきた背景には、「ヌードカレンダーを職場に貼るのをやめませんか」という「取り組み」の提起を積み重ねることによってはじめて、セクシュアル・ハラスメントというかつては存在を認められていなかった差別問題の内実が、おぼろげな輪郭を持つようになったからであろう。

つまり、様々な「取り組み」を提起していくこと自体は、差別問題の存在を人々に認知させていく上で不可欠なことなのである。もちろん何が優先的に「取り組み」として提起されるのかには常に「バイアス」がつきまと。しかしその「取り組み」に違和感を持つ人々、あるいはその「取り組み」を達成できない／しない人々の意見をも含め、差別をめぐる様々な「問い合わせ」を呼び起こすためにこそ、「取り組み」の提示は必要だといえるだろう。前出の日野も「私は、男女混合名簿の取り組みが学校現場にもたらした変化について、積極的に評価したいと考えている。…学校は、価値中立な場でなく、『隠れたカリキュラム』としてジェンダーが作用している場と認識されるようになった」と述べている<sup>3</sup>。

「現行の『男女共同参画』は『取り組み』の羅列に過ぎない」「家事育児などへのたずさわりを選択しない／できない男性もいるのだから、男性の育児休業取得率向上を『取り組み』として掲げるのは、彼らへの顧慮が足りない」との指摘は、ある面でもっともある。しかし問われるべきは「顧慮」の欠落それ自体ではなく、その欠落の意味を「問い合わせ」続け、施策や運動にフィードバックし続けていくダイナミズムを保持していくために、何が必要なのかということである。それを問わないでいることは、「『顧慮が足りない』と指摘された『取り組み』は、取り下げればよい」という「男女共同参画」の「自粛」姿勢にもつながっていくのではないだろうか<sup>4</sup>。

### 3. 多声的公共圏と男性（性）

では「男女共同参画」を、「取り組み」の決まりきった「リスト」の達

成へと矮小化するポリティクスとは何なのか。

そもそも「男女共同参画」を行政施策として行なおうとすること自体が、行政という権力との結託であり、差別をめぐる「問い合わせ」のダイナミズムを封印している、という見方もあるだろう。だがドメスティック・バイオレンスへの取り組みなど、「男女共同参画」のイシューには、行政施策化を完全に否定することが現実的ではない課題も多い。特に、加害者対策プログラムのように、男性の問題をも「男女共同参画」が課題化しようとなれば、なおさらである。同プログラムに長年たずさわっている中村正は、「ジェンダー・ジャスティスを親密圏においてどのように実現するのか」には常に「当事者の持つ『余計なお世話』意識とジャスティスのせめぎあいがある」と述べ、したがって加害者対策プログラムは、「行動修正へ自らを導く<自発性>を、<強制的に>加害者の内面に開発する」矛盾に満ちたものにならざるを得ない、と指摘している。中村は、自発性を担保するためにNPOなどの民主導での取組みを主張しているが、それでも一方で強制性を担保するためには、法整備や緊急避難措置としての警察の介入など、ある種の制度化が必要であり、加害者対策プログラムが常に「参加者が逃げちゃう」ことの緊張にさらされていることを認めている<sup>5</sup>。

施策へ「取り組み」を組み込むこと自体を否定することが非現実的であるのならば、その組み込みを「問い合わせ」のダイナミズムの封印に直結させてしまわない装置としての、行政への対話的対抗性を有した、多声的な公共圏<sup>6</sup>の存在が非常に重要となるだろう。われわれの社会においてそれが成立していないという点に、「男女共同参画」の矮小化の原因はあるのではないだろうか。土佐弘之は、女性の意志決定過程への参画問題にしても、単に議席の割り当てなどのクオーター制を導入しても、具体的な成果を挙げられるのは草の根の女性の活動などの盛んな地域である、と指摘し、「活性化した市民社会に制度的な改革が連動することで具体的な成果が出て」くるものである、と述べている<sup>7</sup>。それはまさしく、行政と公共圏との間の対抗的な対話が成立していないところでは、行政の「取り組み」が表層を越えて社会を変えることはない、ということを示している。

このことは、男性に関するイシューについても同様であろう。たとえ

「男女共同参画」施策に男性への「顧慮」が組み込まれたとしても、それが「活性化した市民社会」における草の根の男性運動と結びついていなければ、表面的な「達成」はともかく真の成果に結びつくことはない。土佐は「フェミニストたちは、職場等の意志決定における女性の参画比率を30パーセントくらいのクリティカルマスまで上げていくとかいった政策目標についての話はしても、社会の深いレベルにビルトインされている男らしさの解体といった課題はあまり問題にしない」ことをも指摘しているが、それではフェミニストがもっと男性に関心を持ち、男性に関する政策目標を設定すれば良いのかというと、そういうことではあるまい。「社会の深いレベルにビルトインされている男らしさの解体」に取組んでいる草の根の男性運動と、対抗性を失わない対話を介在しつつ結びつくことなしには、男性に関する政策目標は真の意味で成果を挙げることができないのである。

いわゆる「御用NGO」にならずに、行政との対話的対抗性を維持し続けるというのは現実的には困難ではないのか、という指摘もあるだろう。もちろん筆者も、行政（特に国家）の権力性の強さを看過する気は毛頭ないし<sup>8</sup>、近代国民国家における承認と配分の正義を超えて公共圏を構築していくこうとするとき<sup>9</sup>、その過程に横たわるであろう様々な実際上の困難さは認めざるを得ない<sup>10</sup>。しかしながら行政の権力性の解体は、そのような権力を存立させている文化をシニカルに批評することのみによって、自動的に進行するわけではない<sup>11</sup>。そうであれば、あくまでも対抗的でありつつもはたらきかけていく実践を、断念しないことが必要なのではないだろうか<sup>12</sup>。「男女共同参画」は「取り組み」達成の押し付けである、とみなすバックラッシュ派の論理の前提には、人は施策として命じられたことはノルマとしてひたすら肅々と達成すべきである、という彼らのガバナンス観があるが<sup>13</sup>、施策化イコール「問い合わせ」の封殺、と決め付けてしまっては、彼らのガバナンス観をなぞり強化しこそすれ、打破していくことはできないのである。

だが一方で、多声的公共圏づくりを模索していくにあたっては一既に別稿でも論じたことであるのだが<sup>14</sup>—、伊藤公雄が「日本の政治運動は旧

左翼も新左翼も含め、ジェンダーには鈍感で比較的無関心」<sup>15</sup>と指摘するような状況の中で、家父長制権力の解体を求める女性たちにとって女性運動以外の同時代の「運動」が、自らの声が聞き取られる多声的公共圏づくりの足場には必ずしもなり得なかったことをも、忘れるべきではないだろう。これまでの「男女共同参画」推進運動が、行政へのはたらきかけにもっぱら関心をもっており、多声的公共圏を創出して「男女共同参画」をそこにおける様々な「問い合わせ」に開かれたものにする努力を欠いていたのかどうかについては、慎重な検証が必要な問題である。だが行政への偏向が起こっていたと仮定して、なぜそのようなことが生じたのかを考えるならば、「男性中心主義的な友愛会の労働運動に失望し、婦選獲得のために体制翼賛していった市川房枝」の例が示すように、家父長制権力の解体のために「運動」からむしろ離れて行政権力に近づいていくということが、歴史上しばしば起こってきたことを想起せざるを得ないのである。それは、家父長制権力／暴力から逃れるために、行政（特に国家）権力／暴力をいわば<引用>しようとした、ということなのではないだろうか。もちろんそれは近代における女性運動の限界として記憶されねばならない歴史である。しかし同時に「運動」における男性性の問題も、女性の声が聞き取られる多声的公共圏創出を阻害し、結果として行政（国家）権力の肥大化を許してきたものとして、その克服が課題化されねばならないのではないだろうか。

「『男女共同参画』は『介入』対象となる男性への顧慮を示すべきだ」という意見は、あたかも男性の外側にあるものが、「男女共同参画」から男性を疎外しているかのようにとらえてはいまいか。しかし男性は、多声的公共圏創出のまさに当事者に他ならない。「男女共同参画」を表層的な「取り組み」の押し付けに終わらせてしまっているのは、草の根の男性運動と行政との対抗的対話の不活性であるにせよ、「運動」の男性中心主義の未克服であるにせよ、男性自身の問題でもあるのである。

#### 4. 男性にとっての利益？

異性愛モノガミー女性の利益には還元されない「男性にとっての利益」

をわかりやすく提示するべきだ、という「男女共同参画」に寄せられるもうひとつの意見についての回答は、以上の議論を踏まえれば、自ずと定まってくるように思われる。

過労死や自殺の減少、一家の稼ぎ手としての重圧の軽減…もちろん「男女共同参画」を多くの男性にとって身近なものにする上で、これらの「利益」が示されることに戦略的意義は充分にあるだろう。しかしそれらはあくまでも、ジェンダーをめぐっての様々な「問い合わせ」を多声的公共圏において呼び起こすことを、同時に伴っていなければならない。そうでなければ「男女共同参画」は、「達成」すべき項目に過労死や自殺の減少などを付け加えた、分厚い「取り組み」の「リスト」に終わってしまうであろう。ましてや既に述べたように、「リスト」には常に<漏れ>が生じる。様々な「問い合わせ」に開かれていないまま「男性にとっての利益」を羅列することは、セクシュアリティ、階級など様々な属性の間に存在する男性同士の権力関係を、拡大するだけということにもなりかねないだろう。

「男女共同参画」へのバッシングは、ネオリベラリズムの中でかつて以上に競争的で不安定な労働環境にさらされつつある男性が、さらに育児や介護まで押し付けられ、心理的にも批判にさらされることへの反発からである、という指摘がある<sup>16</sup>。筆者も、基本的には異論はない。しかしながらといって、「男女共同参画」が進めば男性が一家の稼ぎ手としての重圧から解放されるとか、男性も周囲に弱音を吐いて良いことが認められてむしろ心理的な充足を得られる、などの「男性の利益」を強調すべきだ、というのは、バッシングへのあまりにも対症療法的対応ではなかろうか。別稿で既に議論したように<sup>17</sup>、若年男性からの<反「フェミナチ」>攻撃が盛んなのが現在のバックラッシュの特徴であるが、彼らは必ずしも配偶者への扶養能力をもつ高所得女性をパートナーに持てるわけではないし、まさか持てと彼らに勧めることが「男女共同参画」なはずはないだろう。

男性も周囲に弱音を吐いて良いことが認められてむしろ心理的な充足を得られる、ということについても、多声的公共圏の行政への対話的対抗性が確立されない今までピア・カウンセリングのようなかたちで「男女共同参画」の「取り組み」に盛り込まれることは（念のため申し添えると、ピ

ア・カウンセリングが行なわれること自体に問題があると言っているわけではない)、問題を個人化・心理化することにはならないか。産業化の中で市場原理の競争性を維持するために、近代家族の情愛が強調されてきたように、弱音を吐かなくては耐えられないようなネオリベラリズム自体は問われないまま、むしろそれを維持するためにこそ弱音を吐ける場のすばらしさが称揚されるのであれば、競争性という男性性は根本で否定されるどころか、むしろ強化再編されているのだと言えるだろう。

繰り返すが、「男性にとっての利益」が提示されること自体に問題があるのではない。それが、草の根の男性運動など、活性化した多声的公共圏の対話的対抗性と結びついているかが問題なのだ。その意味で、「どのようにして『男女共同参画』を男性に理解してもらうか」ではなく、「どのように対抗的男性運動を盛り上げるのか」こそが、「『達成』の押し付け」ではない「男性にとっての男女共同参画」を実現するために、今最も議論されるべきことのように思えるのである。

### 【註】

<sup>1</sup> 日野玲子「『ジェンダー・フリー』教育を再考する —担い手の立場から、  
ジェンダーに敏感な教育を考える」木村涼子編『ジェンダー・フリー・  
トラブル —バッシング現象を検証する』白澤社、2005、pp.95–115.

<sup>2</sup> 赤川 学「ジェンダー・フリーをめぐる—考察」『大航海』No.43、新書館、  
2002、pp.64–73.

<sup>3</sup> 日野前掲書。

<sup>4</sup> 「バックラッシュ派が男女混合名簿を敵視しているのであれば、男女混合名簿をやめてしまえば良い。男女混合名簿であろうとなからうと、若い世代のジェンダー秩序の変容は不可逆的なものであるから」という議論には、筆者は必ずしも賛同しかねる。もちろん男女混合名簿が実施されなくてもジェンダー秩序の変容は起こりえる。また、「問い合わせ」が豊かに反復された結果、男女別名簿が採用される教育現場がある可能性を筆者は否定しない(むしろ、アファーマティブ・アクションの実施のために、男女別名簿が必要だという現場は多いだろう)。しかし近年、実際に起こっていることは、教育委員会などからの「上意下達」による「ジェンダー・フリー教育」の「自肃」である。そこでは「問い合わせ」が剥奪され、その反復がもたらす差別問題への取組みの深化もまた、失効させられ

ている。

<sup>5</sup> 中村 正・沼崎一郎「脱暴力の統治 DV問題をめぐる国家／社会／男性性の権力作用」『情況』2005年6月号、情況出版、pp.138－161.における、中村の議論。

<sup>6</sup> 前掲中村の議論を参照のこと。なお、そもそも多声的公共圏とはいかなるものかという議論は、本稿の議論の範囲を越えるので割愛する。だが行政や企業と市民の間の権力関係や協働関係を考察するソーシャル・ガバナンス論は、市民間の権力関係をも問題化する、フェミニズムをはじめとする議論とは必ずしもかみあっていないように思われることは、指摘しておきたい。たとえば、神野直彦・澤井安勇編著『ソーシャル・ガバナンス 新しい分権・市民社会の構図』東洋経済新報社、2004.など。

<sup>7</sup> 土佐弘之「擬似多元化する世界と暴力的マスキュリニティ」『情況』2005年6月号、情況出版、pp.114－137.

<sup>8</sup> 江原由美子編『性・暴力・ネーション』勁草書房、1998を参照。

<sup>9</sup> その理論的可能性については、岡野八代『シティズンシップの政治学』白澤社、2003.

<sup>10</sup> 中村・沼崎前掲における、沼崎一郎の議論を参照のこと。

<sup>11</sup> ただし、文化におけるヘゲモニー闘争の重要性を否定するわけではない。ここで言いたいのは、あたかも文化におけるヘゲモニー闘争がすべての社会変革をもたらすような、文化決定論的なアプローチの問題性である。

<sup>12</sup> 牟田和恵「女性と『権力』」小森陽一ほか編『感情・記憶・戦争』岩波書店、2002、pp.123－159、大沢真理・大野曜・河野貴代美・竹村和子「男女参画の攻防」竹村和子編『“ポスト” フェミニズム』作品社、2003.における河野の発言。

<sup>13</sup> 岡野八代「ジェンダーの政治 一何が見失われているのか」木村涼子編〔前掲書〕、pp.55－74.にも、類似の指摘がある。

<sup>14</sup> 海妻径子「<男ではない者>の排除と抵抗 男性史が<運動>に問いかけるもの」『情況』2004年11月号、情況出版、pp.150－157.

<sup>15</sup> 伊藤公雄「メンズリブと歴史認識 近代の病としての男らしさ、その克服のために」『情況』2004年11月号、情況出版、pp.88－107.

<sup>16</sup> 汐見稔幸「生きやすい働きやすい社会をつくる、ということ 市民的公共性と男女共同参画」『世界』2005年4月号、岩波書店、pp.80－87.

<sup>17</sup> 海妻径子「対抗文化としての<反「フェミナチ」>日本における男性の周縁化とバックラッシュ」木村涼子編〔前掲書〕、pp.35－53.